

紙敷地区のまちづくり

—「紙敷地区」地区計画の運用基準等の手引き—

松 戸 市

はじめに

松戸市の東部地区に位置し、北総鉄道沿線を軸とする新しい生活圏の中核をなす紙敷地区は、土地区画整理事業により都市基盤施設が計画的に整備され、将来へ向けた快適な生活空間の創出を目指しています。

このため、本地区内においては長期的視点に立ち、新しい生活圏の中核地区に相応しい土地利用を推進するとともに、基盤施設と建築施設を一体的に考え、調和のある良好な都市環境を形成し保持していくことが重要であると考えられます。

この良好な都市環境を形成・保持するための手法の一つとして紙敷地区では、平成5年11月26日に「地区計画」が都市計画決定され、更に平成5年12月24日には「松戸市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」（以下「松戸市地区計画条例」とする。）が施行されました。その後幾度かの変更を経て、平成20年11月25日に住宅地区における最低敷地面積制限の変更（都市計画変更）に合わせ同年12月22日、「松戸市地区計画条例」を一部改正、平成27年7月7日に商業地区を商業地区Aと商業地区Bに変更し、現在に至っています。

この冊子は、本地区のまちづくりと地区計画の内容について説明しています。これを十分ご理解の上、本地区のまちづくりについてご協力をいただきたくお願ひいたします。

平成27年7月

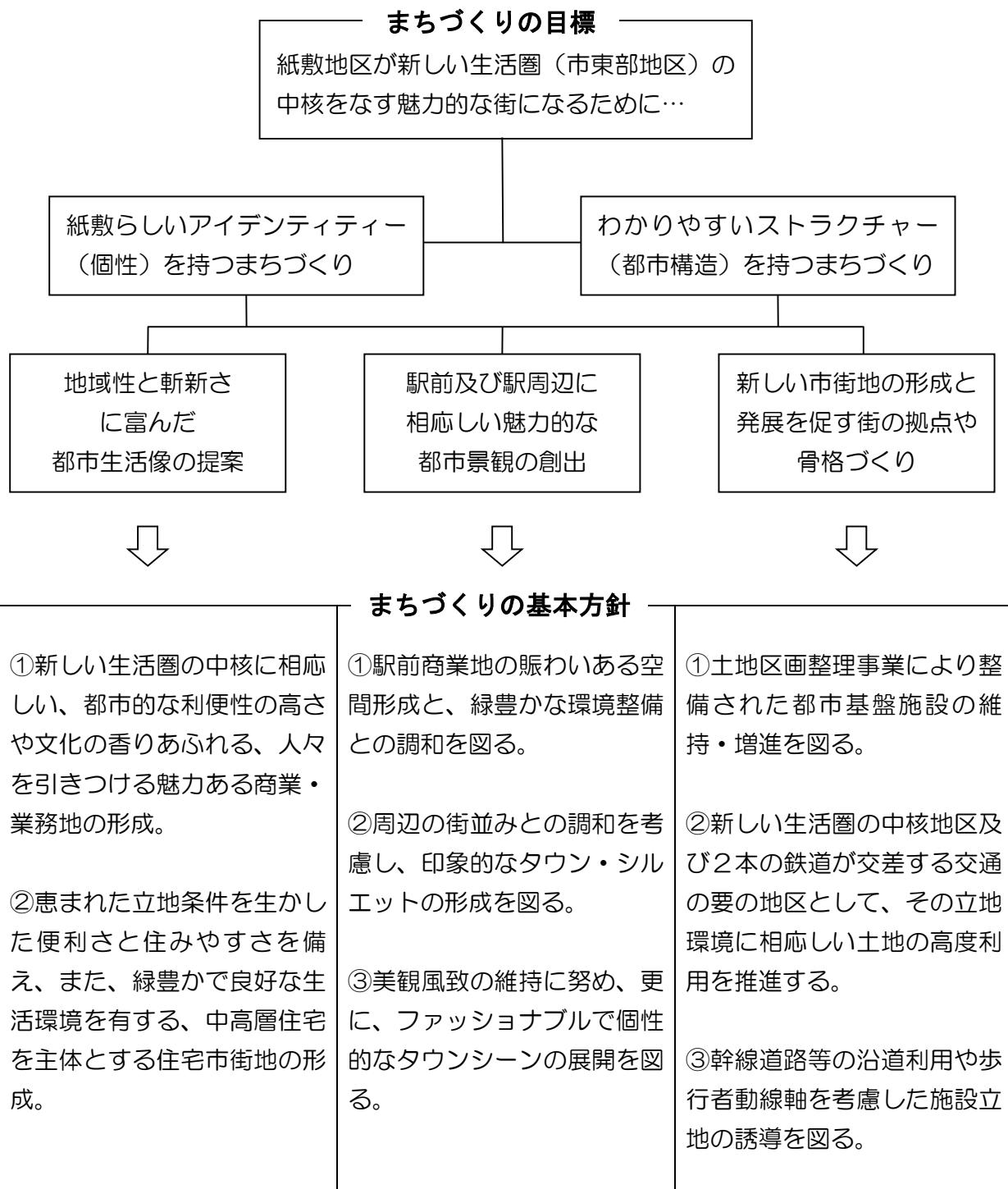
目次

1. 紙敷地区のまちづくりについて	1 ページ
(1) まちづくりの「目標」と「基本方針」	1 ページ
(2) 土地利用の方針 一地区別将来イメージ	3 ページ
(3) まちづくりの実現化のために 一建築物等の整備の方針一	7 ページ
2. 地区計画の内容 一地区計画計画書、地区区分図、壁面線後退図一	12 ページ
3. 地区整備計画の運用について 一紙敷地区地区計画「地区整備計画」の内容の解説一	
(1) 建築物等の用途について	20 ページ
(2) 建築物の敷地面積の最低限度について	24 ページ
(3) 壁面の位置について	26 ページ
(4) かき又はさくの構造について	32 ページ
4. 手続きについて	36 ページ
5. 紙敷地区のまちづくりのあゆみ	37 ページ
6. 松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の経緯	38 ページ

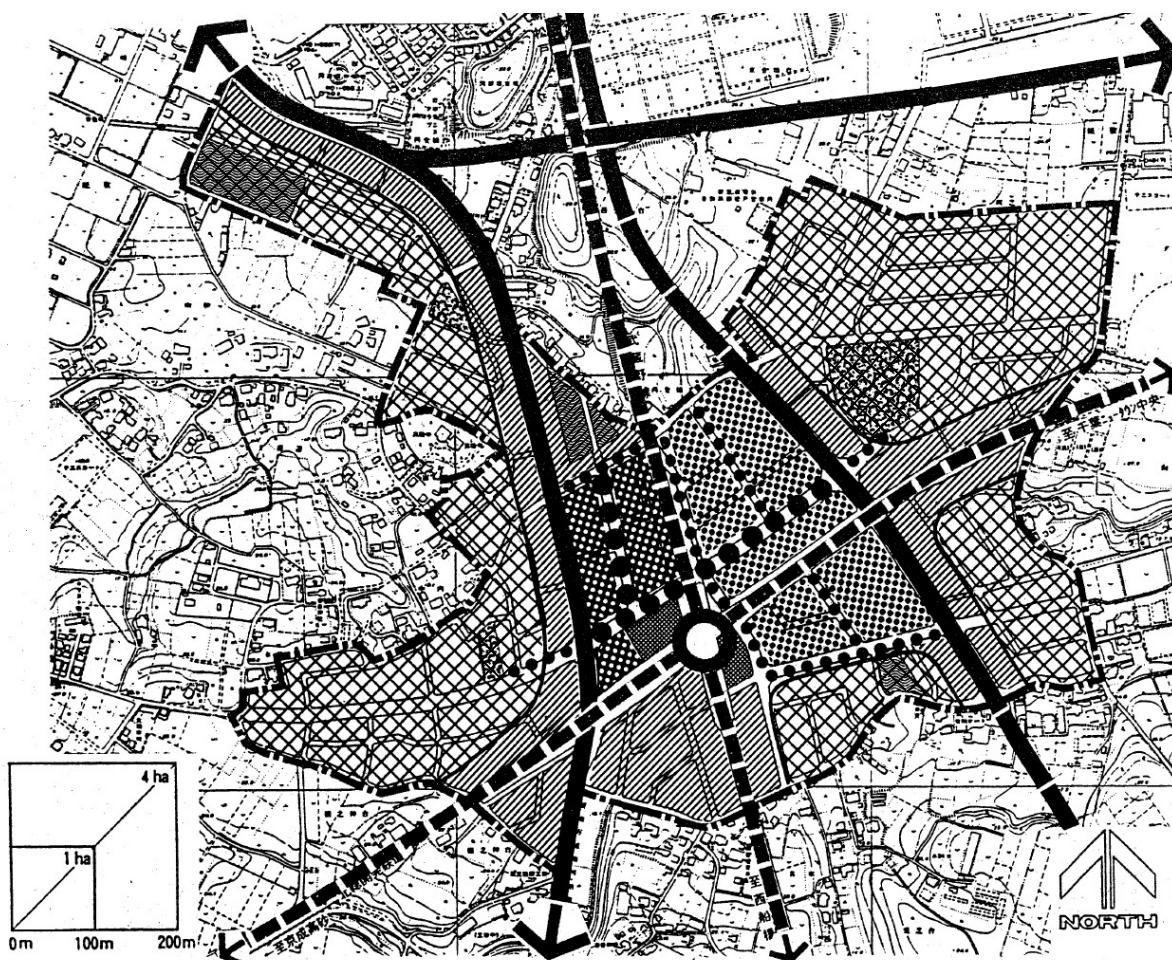
1. 紙敷地区のまちづくりについて

(1) まちづくりの「目標」と「基本方針」

紙敷地区では次のような「目標」と「基本方針」に基づいて、将来へ向けての魅力あるまちづくりを進めていきます。



<まちづくり方針図>（地区計画策定時）



凡 例



地区計画区域（約51.0ha）

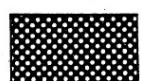


鉄道・駅

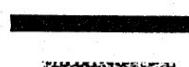
●●●●● 都市軸(連続する賑わい空間)の形成



駅前広場



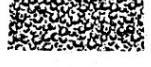
「商業業務地区」の形成



幹線道路



「商業地区」の形成



公園



「沿道地区」の形成



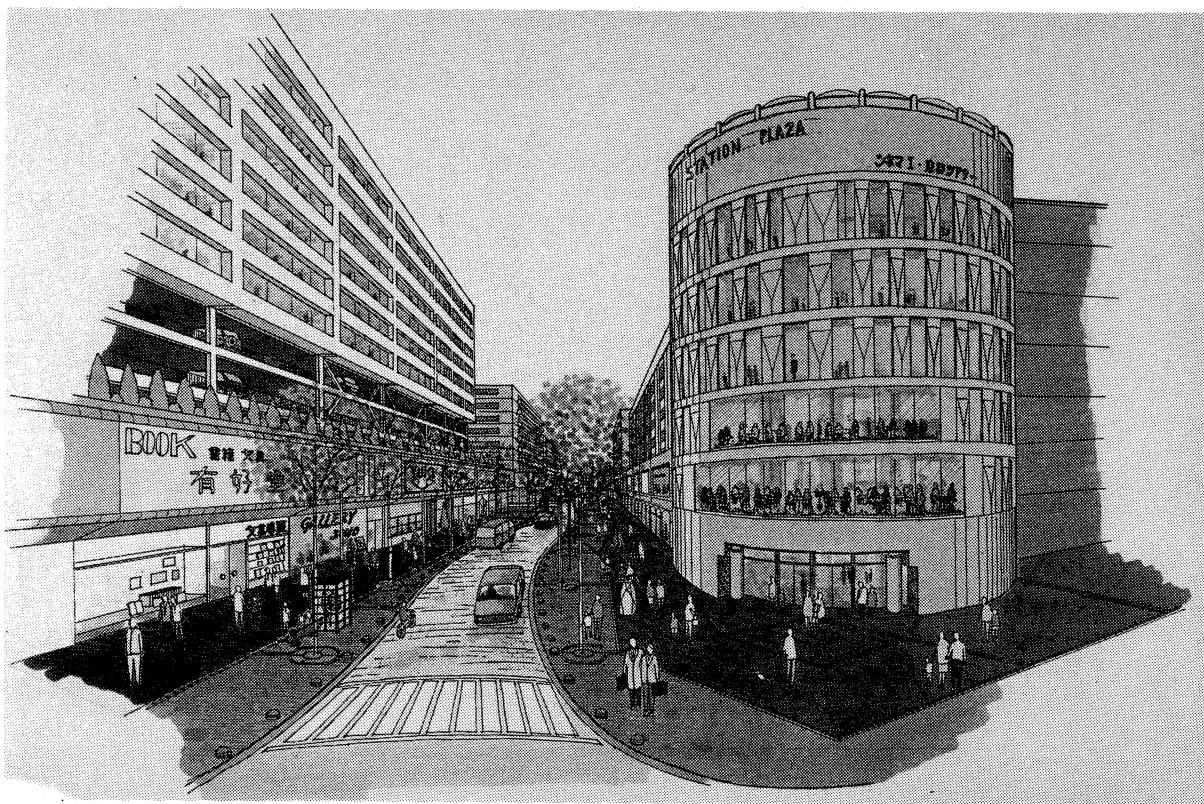
調整池



「住宅地区」の形成

(2) 土地利用の方針 一地区別将来イメージ

<商業業務地区イメージ・パース>



(商業業務地区)

駅前広場に面し、JR武蔵野線の西側で、かつ都市計画道路3・4・12号線までの都市的に最も利便性の高い立地特性を持った地区に「商業業務地区」を配し、東部生活圏の中心となる商業業務系の都市サービスの核となる商業環境の形成と、土地利用の高度化を図ります。

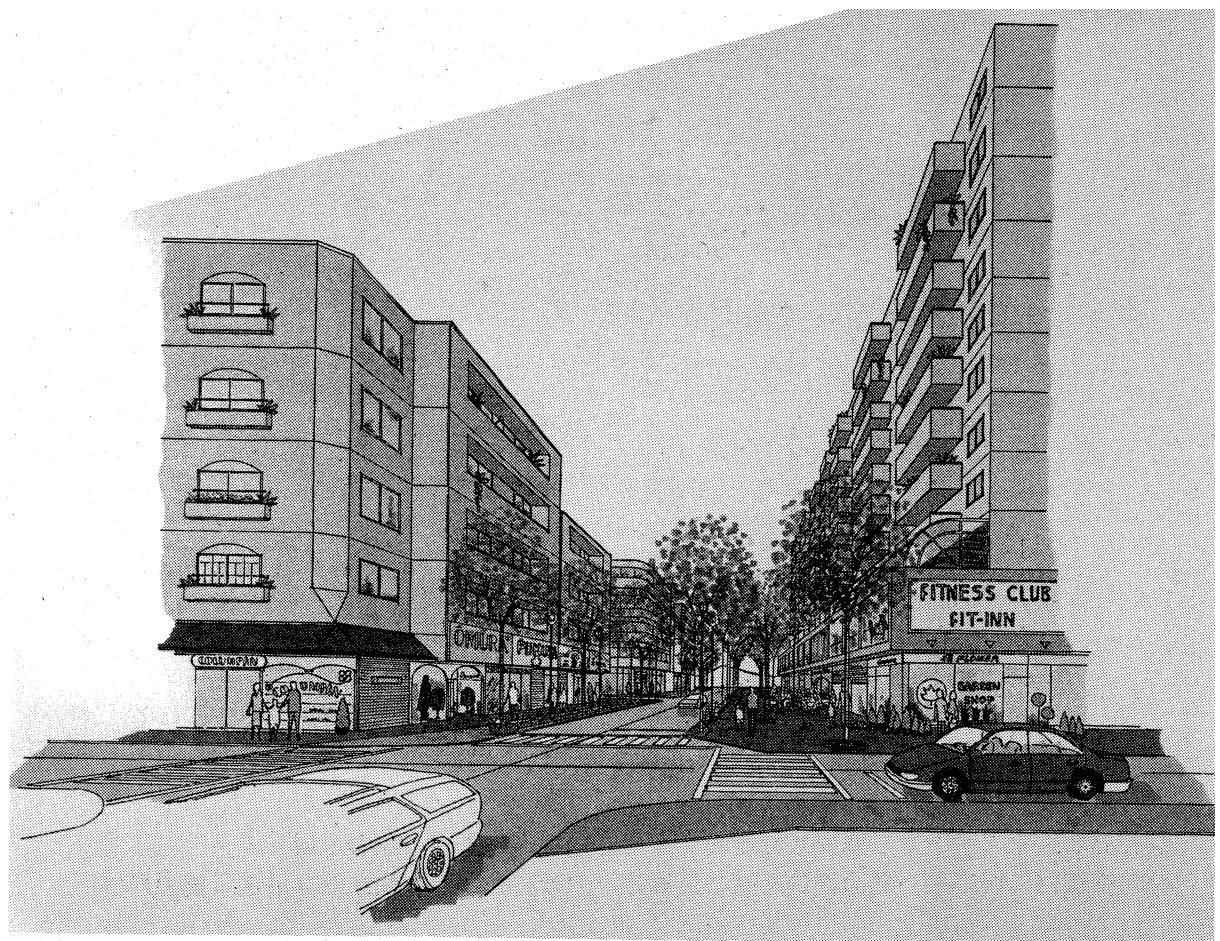
- ◇豊かさやゆとりを感じさせる文化・コミュニティーゾーンを形成する
- ◇歩行者にやさしく歩きやすい、潤いと賑わいのあるショッピング・プロムナードづくり
- ◇周辺との調和を図った統一感の中に、駅前のシンボルとなる魅力ある都市景観の形成

（商業地区A）

商業業務地区に隣接したJR武藏野線の東側の地区に、駅前に位置する立地特性を生かした「商業地区A」を配し、地域住民の日常生活のニーズに対応した商業機能の充実を図ります。

- ◇低層部に商業施設を配し、その店先と歩道とが一体となった買い物空間づくり
- ◇中高層部に駅前の利便を生かした居住機能等を配置し、土地の高度利用を図る
- ◇周辺との調和を図りながら、駅前に相応しい個性と魅力ある都市景観の形成

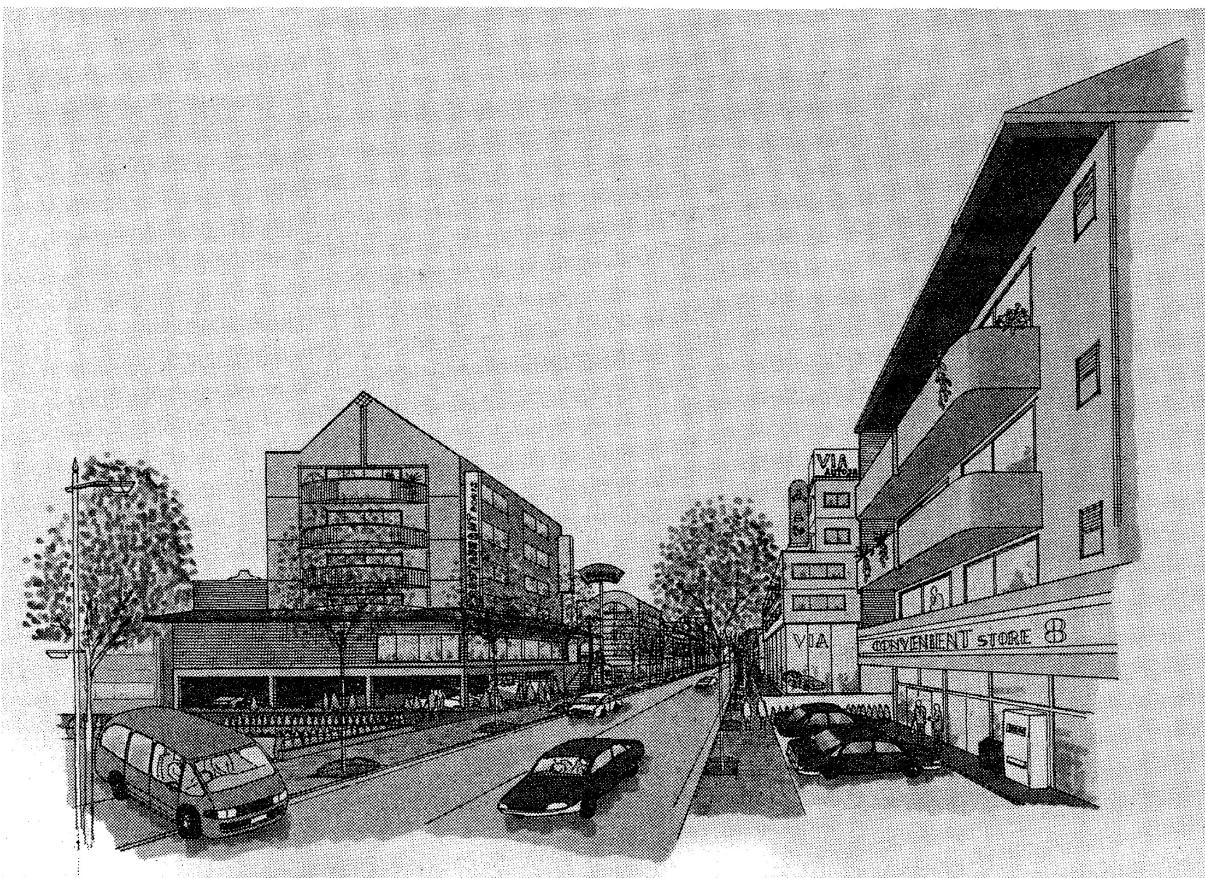
＜商業地区Aイメージ・パース＞



（商業地区B）

商業地区Aに隣接した南東の地区に、駅前に位置する立地特性を生かした商業地区Bを配し、地域住民が豊かで潤いある生活を送るための核となるような商業機能の充実を図ります。

<沿道地区イメージ・パース>



(沿道地区)

紙敷地区の骨格をなす幹線道路及び鉄道沿いの地区であり、沿道利用に配慮した土地利用の誘導を図ります。

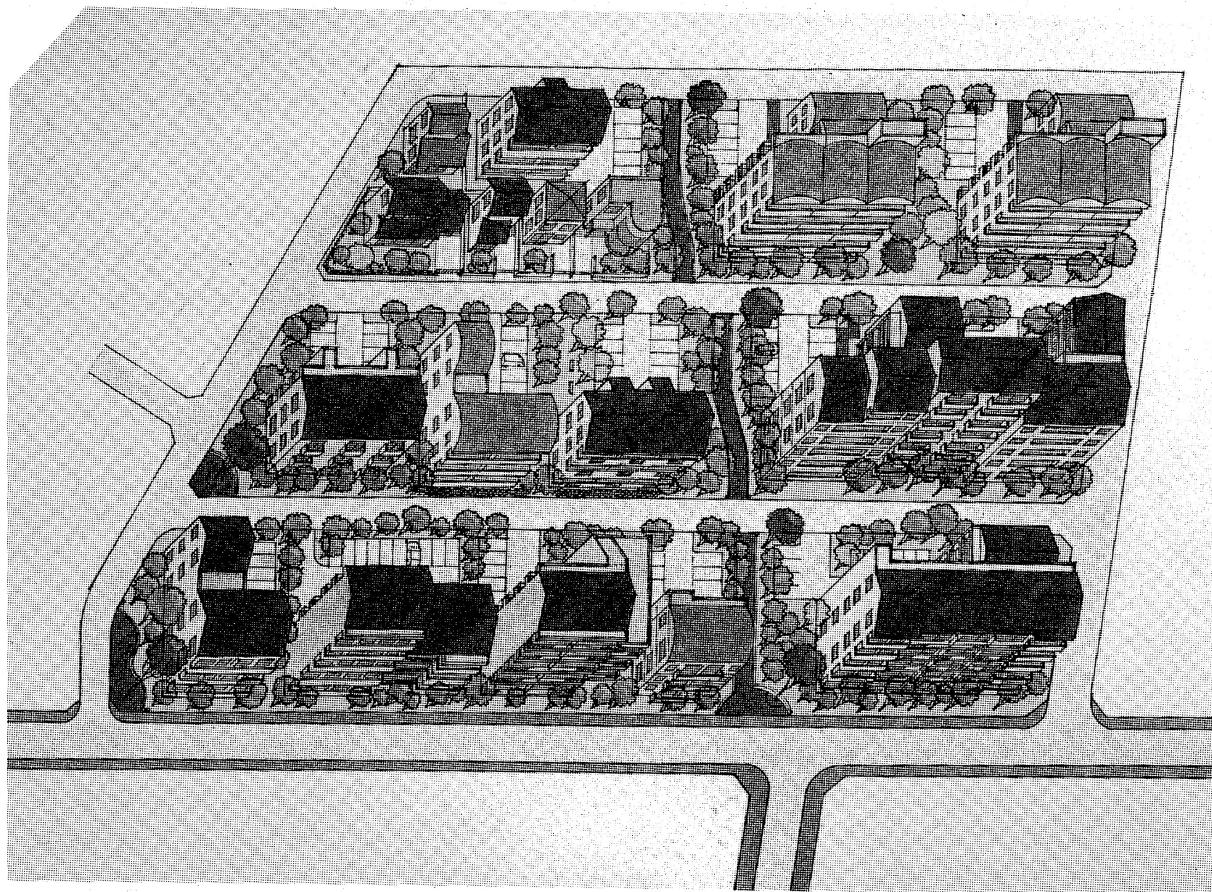
- ◇充分な駐車スペースを確保した施設による沿道サービスゾーンの形成
- ◇幹線道路に相応しい緑の潤いを有し、周辺との調和を図った個性的な沿道景観の形成

（住宅地区）

紙敷地区の立地特性を生かした、中高層住宅を主体とした緑豊かな良好な環境を有する住宅市街地の形成を図ります。

- ◇駅に近い利便性を生かした、土地の高度利用を図った住宅ゾーンの形成
- ◇中高層住宅によるゆとりや潤いある居住環境をつくるため、敷地の共同利用等を図りながら、充分な駐車場や緑豊かな広場等が調和したオープンスペースを確保する
- ◇周辺の街並みとの調和を考慮し、一体感のある個性的な住宅地景観の形成

＜住宅地区イメージ・パース＞



(3) まちづくりの実現化のために

—建築物等の整備の方針—

まちづくりの目標や基本方針及び土地利用の将来イメージに基づき、今後、紙敷地区において建設される建築物等について、次の5つの「整備方針」を定め、良好な生活環境づくりや街並み形成などの実現化を目指します。

そのためには、地区計画を定めずに放置した場合に予想される、生活環境上の様々なトラブルの発生を未然に防止しながら、この「建築物等の整備方針」と、皆さんのご協力により、本地区の良好なまちづくりや市街地環境・生活環境づくりの実現化を図っていくことになります。

その1：建築物等の用途について

地区別に建物の使い方をきめ細かく定め、それぞれの地区に相応しい建物用途による土地利用を図ります

① 「商業業務地区」の形成

- ・新しい生活圏の拠点となる商業・業務地を形成し、賑わいや連続性を保つため、商業・業務施設、文化施設、コミュニティー施設等を建築物の低層部で誘導します。
- ・商業地の賑わいを分断したり、魅力を損なう恐れのある工場・倉庫・畜舎等や、風紀を乱す恐れのある風俗施設等の制限を定めます。

② 「商業地区A」の形成

- ・地域住民の日常生活サービスに対応した商業施設の立地を誘導します。
- ・商業地の賑わいを分断したり、魅力を損なう恐れのある工場・倉庫・畜舎等の制限を定めます。

③ 「商業地区B」の形成

- ・地域住民が豊かで潤いある生活を送るための核となるような商業施設の立地を誘導します。建築物の低層部には、一定規模以上の商業系用途を誘導します。
- ・商業地の賑わいを分断したり、魅力を損なう恐れのある工場・倉庫・畜舎等や、風紀を乱す恐れのある風俗施設等の制限を定めます。

④ 「沿道地区」の形成

- ・幹線道路等の沿道利用を考慮した沿道サービス施設や、環境に配慮した集合住宅等の立地を誘導します。

⑤ 「住宅地区」の形成

- ・利便性の高い、高度利用を図るべき住宅市街地として、良好な居住環境を備えた中高層住宅地の形成を誘導します。

その2：建築物の敷地規模について

建築物の敷地面積の最低限度を定め、敷地の細分化による環境の悪化を防止します

また、敷地の共同利用を進めて、土地の有効利用やオープンスペースの確保を図ります

①敷地の細分化を防止

- ・商業地では、土地利用効率の悪化を招き、また魅力的な駅前の街並みを乱し、不揃いな都市景観を招く恐れのある“ペンシルビル”の乱立を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定めます。
- ・住宅地では、敷地の細分化による小規模住宅の建て詰まりにより次のような様々な問題を抱えた、密集住宅地の発生が予想されますので、建築物等の敷地面積の最低限度を定めます。
 - a. 日照条件の悪化・採光の不足
 - b. 延焼の可能性・避難時の危険性の増大
 - c. 隣接住宅の近接による騒音・プライバシーの侵害
 - d. 風通しや日当たり不足による衛生面の悪化

②敷地の共同利用を積極的に進めることの必要性について

- ・商業地では、地域の拠点として土地の高度利用を図るべき地区として、敷地の共同利用を積極的に進めることができます。
- ・住宅地では、緑豊かなオープンスペースを確保した、良好な居住環境を備えた中高層住宅地の形成を図るため、敷地の共同利用を進めることができます。

その3：建築物等の形態・意匠について

建築物や屋外広告物等は、周辺の住宅地や商業地の街並みとの調和を図った形態・意匠とし、特に「色彩」については原色の使用を避け、落ち着きのある色調とします

①建築物等及び屋外広告物の「色彩」について

- ・紙敷地区らしい都市景観を形成し、また地区の美観、風致を維持するための、原色の使用を避け、「落ち着きのある色調」とすることにより、「周辺の街並みとの調和を考慮したもの」を使用するようにして下さい。

②看板などの屋外広告物の形態・意匠について

- ・商業地の魅力や住宅地の雰囲気が損なわれないよう、けばけばしいものや美観、風致を損なう恐れのあるものは設置しないで下さい。

③駐車場の確保と緑化について

- ・土地の高度利用等により生み出されたオープンスペースにおいては、充分な緑化等と駐車場の確保を図ります。とりわけ住宅地における駐車場整備に際しては、緑化スペースの確保とともに、周辺との調和に充分に配慮して下さい。

その4：建築物の壁面の位置について

賑わいある連続した商業空間の確保や街並み形成を図るため、また、住宅地の良好な相隣環境を確保するため、壁面の位置を定めて、敷地内空間の確保を図ります

①商業地で建築物等の壁面の位置を揃えることについて

- ・「都市軸」として位置付け、商業施設等の立地を誘導し、人通りが多くなると予想される道路沿いについては、買い物空間を拡充するとともに、商品等が道路へはみ出して通行の妨げが生じないよう、道路からの一定距離に建物の低層部分の壁面の位置を定め、街に賑わいを与え、連続的な利用ができる敷地内空間を確保するものとします。
- ・中層以上の壁面の位置についても、道路からの一定距離を定め、商店街としての連續性と統一感ある街並みの形成を図ります。

②大規模敷地や街区単位での開発等における壁面の位置（建物配置）について

- ・土地の高度利用により、空地等を充分に確保した建築物の配置計画が可能です。よって、規模の大きな建築物による周辺環境等への影響に考慮し、一般に開かれたゆとりある屋外空間や緑地等の確保を図り、周辺の街並みとの調和を充分に配慮した位置・形態で建築物を配置します。

③住宅地における建築物等の壁面の位置について

- ・住宅系の一般市街地においては、道路及び隣地境界線から一定距離以上の壁面の後退を行い、道路沿いは、植栽スペース等の確保による沿道緑化や道路空間にひろがりやゆとりを与え、また隣地とは、隣接する建物の圧迫感の緩和や採光・通風等の環境確保を図り、全体として、良好な街並み形成や相隣環境の整序を図るものとします。

④1号及び2号壁面線を超えて設置する看板等の屋外広告物について

- ・歩行者の通行や買い物の妨げになり、また、連続的で統一感のある商業地の街並みの分断や調和を乱すような屋外広告物は、設置しないで下さい。

その5：かき又はさくの構造について

かき又はさくの構造は、緑豊かな統一感ある沿道景観を形成するため基本的に生垣かフェンス等とします

①生垣、フェンス等による沿道景観の形成

- ・一般にかき又はさくの構造は、材料、高さなどが各戸でバラバラで不揃いな状況です。また、ブロック塀は景観的な問題だけでなく倒壊の危険性もあり、震災時の緊急活動や避難上の問題が指摘されています。本地区では、壁面後退した空間に生垣などによる緑化を進め、緑豊かでゆとりと統一感ある街並み形成を図ります。

②商業地におけるかき又はさくの設置について

- ・「都市軸」とする沿道では、壁面後退した敷地内空間と道路空間との一体的な買い物環境や賑わいを確保するため、基本的にかき又はさくを設置しないよう、沿道の皆さんのご協力が必要です。

2. 地区計画の内容 －地区計画計画書－

名 称	紙敷地区地区計画
位 置	松戸市東松戸一丁目、東松戸二丁目及び東松戸三丁目の全部の区域並びに 東松戸四丁目、紙敷二丁目、紙敷三丁目並びに紙敷字初崎、字薄浦、字西金楠台、 字東金楠台、字大山、字名木、字花輪、字根之神台、字源兵衛後、字一本松、字中 内及び字的場の各一部の区域
面 積	約 51.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は市の南東部に位置し、北総鉄道沿線を軸とした新しい生活圏である東部地区の中核をなす地区である。</p> <p>地区中心部の東松戸駅周辺は、JR武蔵野線と北総鉄道が交差する交通の要となっている地区であり、高度利用を図るべき立地性を備えている。</p> <p>また、土地区画整理事業により都市基盤施設が一体的に創出され、快適な生活空間が整備されつつある。</p> <p>このため地区計画により、適正かつ合理的な土地利用を図り、土地区画整理後の市街地形成を計画的にコントロールし、事業効果の維持、増進を図り調和のとれた良好な都市環境を形成することを目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>都市的に利便性の高い商業地及び土地の高度利用を図るべき住宅地の形成と、緑豊かな都市環境整備との調和を目指し、以下の方針を定める。</p> <p>(商業業務地区)</p> <p>駅前広場に面し、JR武蔵野線の西側で都市計画道路3.4.12号線までの最も利便性の高い立地特性を持った地区に、商業業務地区を配し、東部生活圏の中心となる商業業務系の都市サービスの核となる商業環境の形成と土地利用の高度化を図る。</p> <p>(商業地区A)</p> <p>商業業務地区に隣接したJR武蔵野線の東側の地区に、駅前に位置する立地特性を生かした商業地区Aを配し、地域住民の日常生活のニーズに対応した商業機能の充実を図る。</p> <p>(商業地区B)</p> <p>商業地区Aに隣接した南東の地区に、駅前に位置する立地特性を生かした商業地区Bを配し、地域住民が豊かで潤いある生活を送るための核となるような商業機能の充実を図る。</p> <p>(沿道地区)</p> <p>本区域の骨格をなす幹線道路及び鉄道沿いに沿道地区を配し、沿道利用に配慮した土地利用の誘導を図る。</p> <p>(住宅地区)</p> <p>本地区的立地特性を生かした、良好な環境を有する住宅市街地の形成を図る。</p>

地区施設の整備方針	<p>土地区画整理事業により整備された、道路、公園等の都市基盤施設の機能の維持に努める。</p>
建築物等の整備の方針	<p>本地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、各地区の建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <p>なお、建築物等及び屋外広告物は、美観風致の維持を図るものとし、その色彩にあっては原色の使用を控え、落ち着きのある色調とする事により、周辺の街並みとの調和を考慮した市街地の形成に努める。</p> <p>(商業業務地区)</p> <p>地域の核をなす商業業務地区の形成のため、商業業務施設、文化施設、コミュニティー施設の誘導を進める。</p> <p>このため、建築物の低層部での商業系用途の誘導と、敷地内において道路と一体となった商業空間の確保を図る。</p> <p>また、高度利用を図るべき地区として、敷地の細分化の防止に努めるとともに、その共同利用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(商業地区A)</p> <p>商業業務地区を補完するとともに、日常生活のニーズに応える一般商業地区として、地域住民の日常サービスに対応した商業施設の誘導に努める。</p> <p>このため、建築物の敷地内に道路と一体になった商業空間の確保を図るとともに、敷地の細分化の防止に努める。</p> <p>(商業地区B)</p> <p>商業業務地区を補完するとともに、地域住民が豊かで潤いある生活を送るための核となるような商業施設の誘導に努める。</p> <p>このため、建築物の低層部での商業系用途の誘導と、敷地内において道路と一体となった商業空間の確保を図る。また、敷地の細分化の防止に努める。</p> <p>(沿道地区)</p> <p>沿道利用を考慮した沿道サービス施設、集合住宅や環境上に配慮した施設の誘導に努める。</p> <p>(住宅地区)</p> <p>住宅市街地として、敷地の細分化の防止に努める。</p> <p>また、良好な居住環境を備えた住宅市街地として緑化に努める。</p>

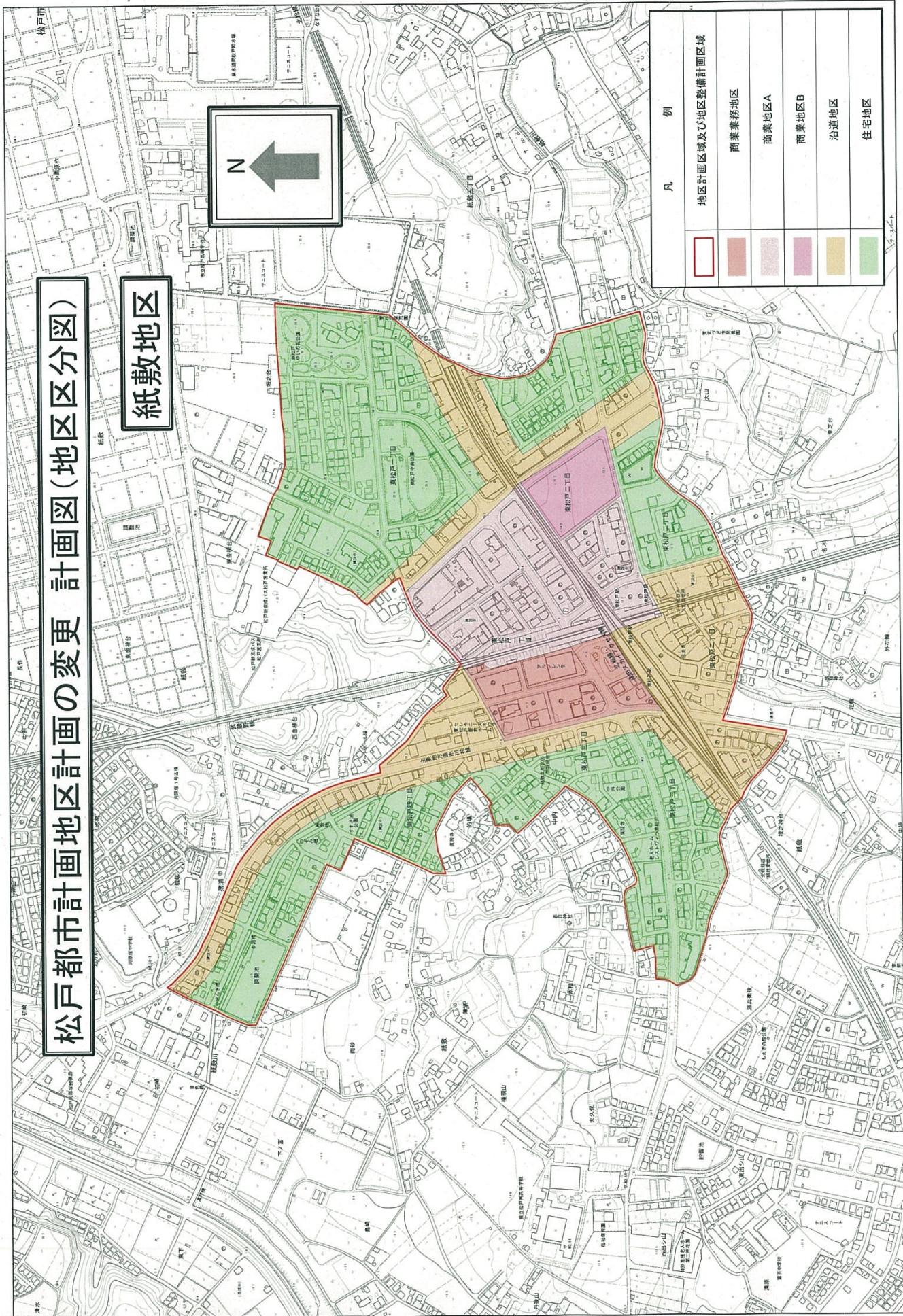
	地区の区分	地区の名称	商業業務地区	商業地区A
		地区的面積	約 2.7ha	約 7.3ha
地 区 建 築 物 等 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。		
		1.2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用に供するもの 2.自動車教習所 3.倉庫業を営む倉庫 4.建築基準法別表第2(に)項第2号及び第6号(ペットショップ及び動物病院を除く。)に掲げるもの 5.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号から第6号に規定する営業を営む施設		
	建築物の容積率の最低限度			
	建築物の敷地面積の最低限度	300 m ²		200 m ²
		ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は次の各号に掲げるものとする。		
		1.道路境界線からの後退距離 ①1号壁面線に面する部分においては、高さ3m未満の部分は3m以上、高さ3m以上の部分は2m以上。 ②2号壁面線に面する部分においては、高さ3m未満の部分は2m以上、高さ3m以上の部分は1m以上。 ③1号壁面線及び2号壁面線以外の部分においては、1m以上。		
	事項	ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及び次に掲げるものについては、この限りでない。		
		•出窓、建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの。 •車庫等で高さ3m以下でかつ床面積の合計が36 m ² 以内のもの。 •物置等で軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5 m ² 以内のもの。 •外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの。		
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は次の各号に掲げるものとする。 ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。		
	事項	1.道路境界線に面する側の制限 生垣、フェンスまたはこれらに類する構造とし、ブロックまたはこれに類するものは設置してはならない。 ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱にあってはこの限りではない。		
		2.隣地境界線に面する側の制限 生垣、フェンスまたはこれらに類する構造とする。 ただし、ブロックまたはこれに類するもので、高さが1.2m以下であればこの限りでない。		

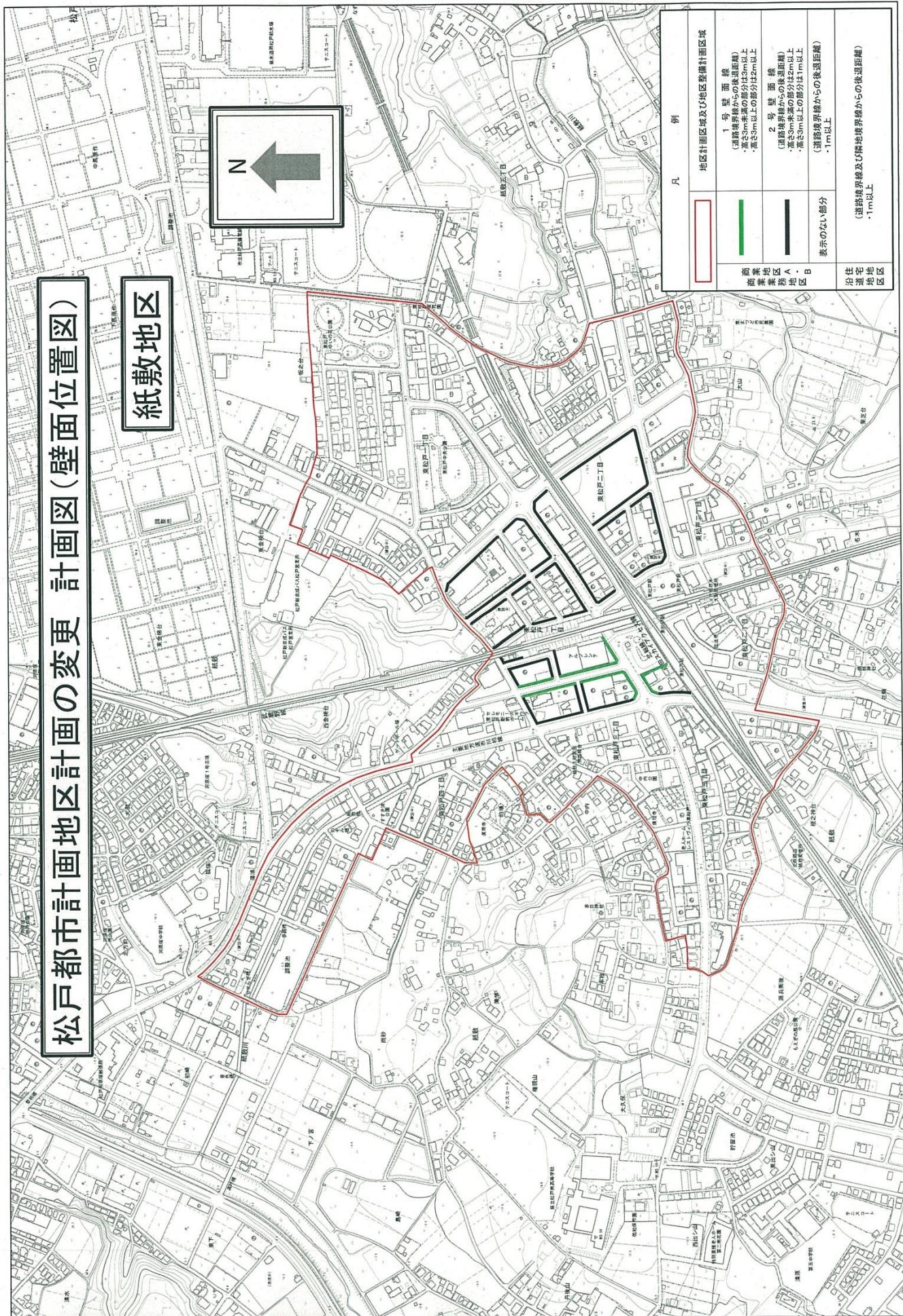
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の 区分	地区的 名称	商業地区B
		地区的 面積		約 1.1ha
		建築物等の 用途の制限		<p>1.次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)1階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用に供するもの</p> <p>(2)葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの(結婚式場を除く。)</p> <p>(3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの</p> <p>(4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5)自動車教習所</p> <p>(6)単独車庫(付属車庫を除く。)</p> <p>(7)倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8)畜舎(ペットショップ及び動物病院を除く。)</p> <p>(9)工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するもので作業場の床面積が50m²以下のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)を除く。)</p> <p>(10)自動車修理工場</p> <p>(11)火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理施設</p> <p>(12)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定する営業を営む施設</p> <p>2.建築物の1階部分のうち、次に掲げる用途に供する床面積の合計を5,000m²以上とすること。</p> <p>(1)飲食店又は物品販売業を営む店舗</p> <p>(2)郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設</p> <p>(3)銀行の支店</p> <p>(4)損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗</p> <p>(5)病院、診療所</p> <p>(6)学習塾、華道教室、囲碁教室</p> <p>(7)動物病院</p> <p>(8)理髪店、美容院、クリーニング取次店</p> <p>(9)ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(10)スポーツクラブ</p> <p>(11)カラオケボックス</p> <p>(12)ゲームセンター</p> <p>(13)前各号に類するもの</p>
		建築物の容積率の最低限度		10分の10
		建築物の 敷地面積の 最 低 限 度		10,000m ²
ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。				

地区の区分	地区的名称	商業地区B
	地区的面積	約 1.1ha
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1.道路境界線からの後退距離</p> <p>①2号壁面線に面する部分においては、高さ3m未満の部分は2m以上、高さ3m以上の部分は1m以上。</p> <p>②2号壁面線以外の部分においては、1m以上。</p> <p>ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及び次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出窓、建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの。 ・車庫等で高さ3m以下でかつ床面積の合計が36m²以内のもの。 ・物置等で軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5m²以内のもの。 ・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの。 	
かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさくの構造は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p> <p>1.道路境界線に面する側の制限</p> <p>生垣、フェンスまたはこれらに類する構造とし、ブロックまたはこれに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱にあってはこの限りではない。</p> <p>2.隣地境界線に面する側の制限</p> <p>生垣、フェンスまたはこれらに類する構造とする。</p> <p>ただし、ブロックまたはこれに類するもので、高さが1.2m以下であればこの限りでない。</p>	

地区区分	建築物等に備する計画項目	地区の区分	地区の名称	沿道地区	住宅地区			
		地区の面積		約 13.4ha	約 26.5ha			
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。						
		1.自動車教習所 2.建築基準法別表第2(に)項第6号(ペットショップ及び動物病院を除く。)に掲げるもの						
建築物の容積率の最低限度								
建築物の敷地面積の最低限度		200 m ²		165 m ²				
		ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。						
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は次の各号に掲げるものとする。						
		1.道路境界線及び隣地境界線からの後退距離 ①1m以上。						
		ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及び次に掲げるものについては、この限りでない。 ・出窓、建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの。 ・車庫等で高さ3m以下でかつ床面積の合計が36 m ² 以内のもの。 ・物置等で軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5 m ² 以内のもの。 ・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの。						
かき又はさくの構造の制限		かき又はさくの構造は次の各号に掲げるものとする。 ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。						
		1.道路境界線に面する側の制限 生垣、フェンスまたはこれらに類する構造とし、ブロックまたはこれに類するものは設置してはならない。 ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱にあってはこの限りではない。						
		2.隣地境界線に面する側の制限 生垣、フェンスまたはこれらに類する構造とする。 ただし、ブロックまたはこれに類するもので、高さが1.2m以下であればこの限りでない。						

(H27.7.7 松戸市告示第264号)





3. 地区整備計画の運用について

—紙敷地区地区計画「地区整備計画」の内容の解説—

紙敷土地区画整理事業の区域内は、全域が「地区整備計画」の区域ですので、7～11ページの「建築物等の整備の方針」に基づいて、また、敷地が位置する地区の区分に応じて、地区整備計画の「建築物等に関する事項」に掲げる内容を守ることにより、街を少しづつ整備していきます。

地区整備計画の「建築物等に関する事項」は次の（1）～（4）に掲げるもので、それぞれの項目の内容については、その運用の基準を以下に示します。

◆「商業地区B」のみ、建築物の容積率の最低限度について制限があります。（10分の10）

- (1) 建築物等の用途について
- (2) 建築物の敷地面積の最低限度について
- (3) 壁面の位置について
- (4) かき又はさくの構造について

(1) 建築物等の用途について

「建築物等の整備の方針」(P. 7 (3) その1：建築物の用途について)の中で述べているように、紙敷地区ではそれぞれの地区区分に応じた、適切な建築物の使い方や施設立地を図るため、「建築物等の用途の制限」を定めます。

<留意事項>

- ・建築物の敷地が、地区整備計画の区分（地区）の2以上にわたる場合は、その敷地に対して面積の過半を占める区分（地区）の規制を適用します。

(制限内容)

【凡例】

×：制限されるもの

※：解説参照

◆地区計画で制限される建築物等の用途（地区区分別）

建築物等の用途	商業業務地区	商業地区A	沿道地区	住宅地区
1. 2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用に供するもの	×※1			
2. 自動車教習所	×	×	×	
3. 倉庫業※2を営む倉庫	×	×		
4. 畜舎※3	×	×	×	
5. 工場※4	×	×		
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」とする。）第2条第6項第2号～第6号に規定する営業を営む施設※5	×			

- ◆「商業地区B」の建築物等の用途の制限については、15ページの表をご確認いただき、詳細については都市計画課にお問合せください。

<解説>

※1：「商業業務地区」では“地域の核”の形成を目指すとともに、駅前広場や幹線道路を中心とする人通り等の交通量の多さを活かした商店街の形成を図るため、その連續性や賑わいを阻害するような用途（低層部での住宅等）の立地を制限します。ただし、3階以上については、土地の高度利用を促進するねらいから、特に定めはありません。

なお、売場管理のために、1階あるいは2階部分に居室等を設ける場合で、店舗等の一部とみなされるものは、認められるものとします。

※2：「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預かり、一時預かり、その他政令で定めるものを除く）を行う営業（倉庫業法より）。

※3：悪臭や衛生上の問題発生の恐れがある「畜舎」（床面積が15m²を超えるものに限る）については、その立地を制限します。

※4：街の賑わいを減じさせるとともに、交通混雑等の増大や近隣公害の発生が予想される、建築基準法別表第2（に）項第2号に掲げる「工場」については、その立地を制限します。ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（同表（と）項第三号（2の2）又は（4の4）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50m²以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のもの）についてはその限りではありません（建築基準法施行令第130条の6）。

※5：風俗関連営業等の慰楽性の強い業種の用途は、紙敷地区のまちづくりや商店街の性格に相応しくないと思われることや、風紀の乱れなどの問題を生じさせる恐れがあることから、その立地を制限します。

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」

第2条第6項第2号 個室マッサージ等

第2条第6項第3号 ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場等

第2条第6項第4号 モーテル、ラブホテル等

第2条第6項第5号 アダルトショップ、ポルノショップ等

第2条第6項第6号 その他風俗関連営業等（性風俗に関するもの）

【参考：紙敷地区の建築物等の用途制限の例（地区整備計画と建築基準法により制限される内容）】

建築物等の用途		商業地域	近隣商業地域	第2種住居地域	第1種住居地域	第1種中高層住居専用地域
住 宅 （専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿など）	2階以下の部分 3階以上の部分	×	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
兼用住宅 ※1：2階以下の部分を住宅の用に供するものを除く ※2：延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積が50m ² 以内のもの（非住宅部分の用途制限あり）		○※1	○	○	○	○※2
建築基準法施行令第130条の6に規定する食品製造業（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など）を営む工場で、作業場の床面積の合計が50m ² 以内のもので、原動機の出力の合計が、0.75kw以下のも		○	○	○	○	×
上記以外の工場：原動機、作業内容の制限あり ※3：50m ² 以下の危険性の少ない工場又は自動車修理工場		×	×	○※3	○※3	×
ボーリング場、スケート場、水泳場 ※4：3000m ² 以下		○	○	○	○※4	×
ホテル、旅館 ※5：3000m ² 以下		○	○	○	○※5	×
カラオケボックス ※6：10000m ² 以下		○	○	○※6	×	×
ラブホテル、モーテル		×	×	×	×	×
自動車教習所		×	×	×	×	×
畜舎：床面積の合計が15m ² を超えるもの		×	×	×	×	×
倉庫業を営む倉庫		×	×	×	×	×
ソープランド、ストリップ劇場、個室マッサージ		×	×	×	×	×
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館		○	○	○	○	○

○：建築できる地区

×：建築できない地区

◆「商業地区 B」の建築物等の用途の制限については、15ページの表をご確認いただき、詳細については都市計画課にお問合せください。

(2) 建築物の敷地面積の最低限度について

「建築物等の整備の方針」(P. 8 (3) その2：建築物の敷地規模について)の中で述べているように、敷地の細分化による市街地環境の悪化を防止し、更に敷地の共同利用を推進するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定めます。

<留意事項>

- ・建築物の敷地が、地区整備計画の区分（地区）の2以上にわたる場合は、その敷地に対して面積の過半を占める区分（地区）の規制を適用します。

<制限内容>

◆敷地面積の最低限度（地区区分別）

商業業務地区	商業地区 A	商業地区 B	沿道地区	住宅地区
300 m ²	200 m ²	10,000 m ²	200 m ²	165 m ²

建築物を建築する場合、その敷地の面積が上表の数値以上でなければなりません。

ただし、次に示すア～ウに該当するものについては、上表の数値未満であっても、建築物の敷地として認められる場合がありますが、詳細については、別途協議が必要になります。

- ア. 地区計画決定前から現に建築物の敷地として使用されている土地で、その土地の全部を一の敷地として使用する場合。
- イ. 地区計画決定前の所有権等の権利に基づいて、その土地の全部を一の建築物の敷地として使用する場合。
- ウ. 土地区画整理事業（減歩など）により面積が減少した土地の場合。

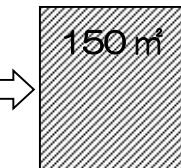
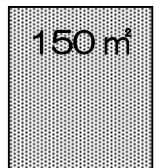
<解説>

「建築物の敷地面積の最低限度」が 200m^2 の場合に、敷地を分割した時の各敷地が、建築物の敷地として認められるか、認められないかの例を、下図に示します。

◆ 「建築物の敷地面積の最低限度」の解説図

例 - ①

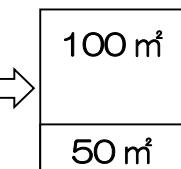
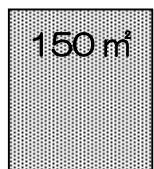
(分割しないで使用する場合)



※ 敷地として
認められる

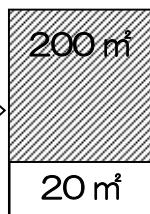
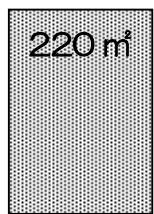
※既存不適格等と認められる場合に限ります。(P.24参照)
別途協議、手続き等が必要となりますのでお問合せください。

例 - ②



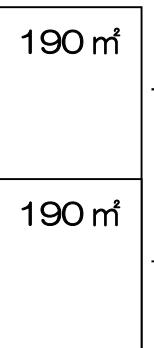
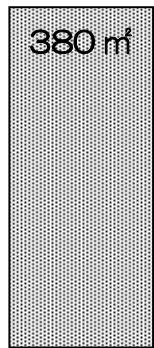
敷地として
認められない
敷地として
認められない

例 - ③



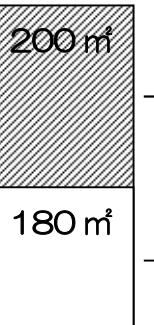
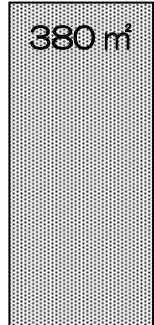
敷地として
認められる
敷地として
認められない

例 - ⑤



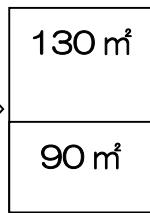
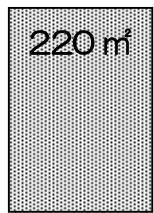
敷地として
認められない
敷地として
認められない

例 - ⑥



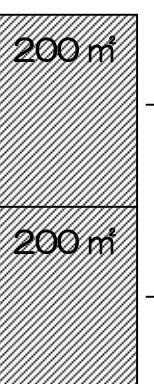
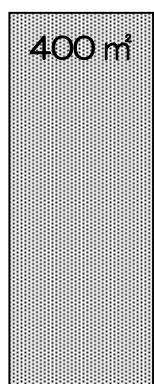
敷地として
認められる
敷地として
認められない

例 - ④



敷地として
認められない
敷地として
認められない

例 - ⑦



敷地として
認められる
敷地として
認められる

(3) 壁面の位置について

「建築物等の整備の方針」(P. 10 (3) その4：建築物等の壁面の位置について)の中で述べているように、敷地内空地の確保により、賑わいある買い物環境や連續的な歩行者空間の確保、相隣環境の整序、整然とした街並み景観の形成など、良好な市街地環境の形成・保持等を目的として、「壁面の位置の制限」を定めています。

<留意事項>

- ・1号及び2号壁面線の位置については、壁面線後退図(P. 19)に示す。
- ・異なる壁面線が交わる隅きり部分では、後退距離の大きい方(例えば1号壁面線と2号壁面線では1号壁面線)が適用されます。
- ・「建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置」の制限の適用が除外されるものについては<解説(P. 29)>を参照して下さい。

<制限内容>

◆壁面の位置の制限

「建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面」の位置は、次の各号に掲げるものとする。	
商業業務地区・商業地区A・商業地区B	沿道地区・住宅地区
道路境界線からの後退距離 ①1号壁面線に面する部分においては、高さ3m未満の部分は3m以上、 高さ3m以上の部分は2m以上。 ②2号壁面線に面する部分においては、高さ3m未満の部分は2m以上、 高さ3m以上の部分は1m以上。 ③上記①・②以外の場合は、1m以上。	道路境界線及び隣地境界線からの後退距離 1m以上。

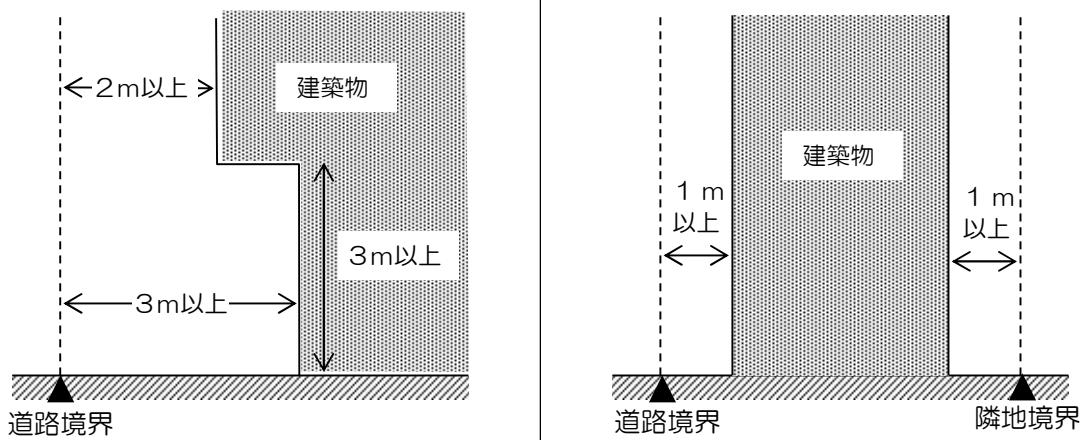
<解説>

◆「建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置」の制限の解説図（断面図）

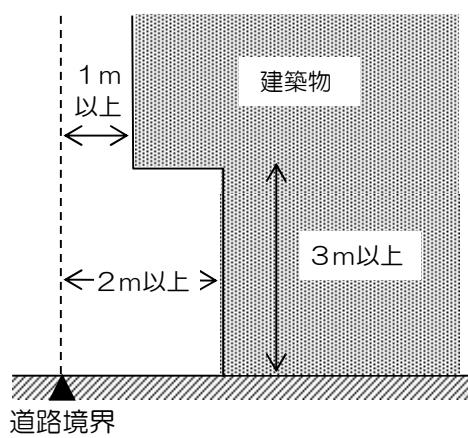
商業業務地区・商業地区A・商業地区B
(道路境界線からの後退距離)

沿道地区・住宅地区
(道路境界線及び隣地境界線からの
後退距離)

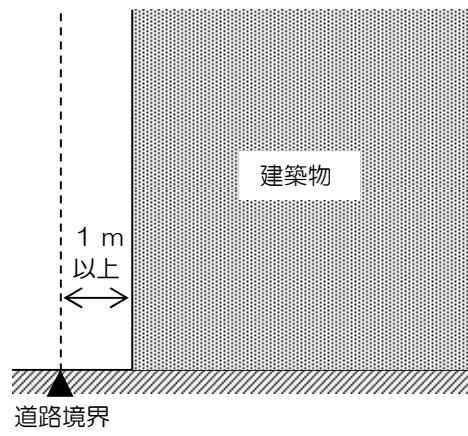
① 1号壁面線に面する場合



② 2号壁面線に面する場合



③ 上記①・②以外の場合



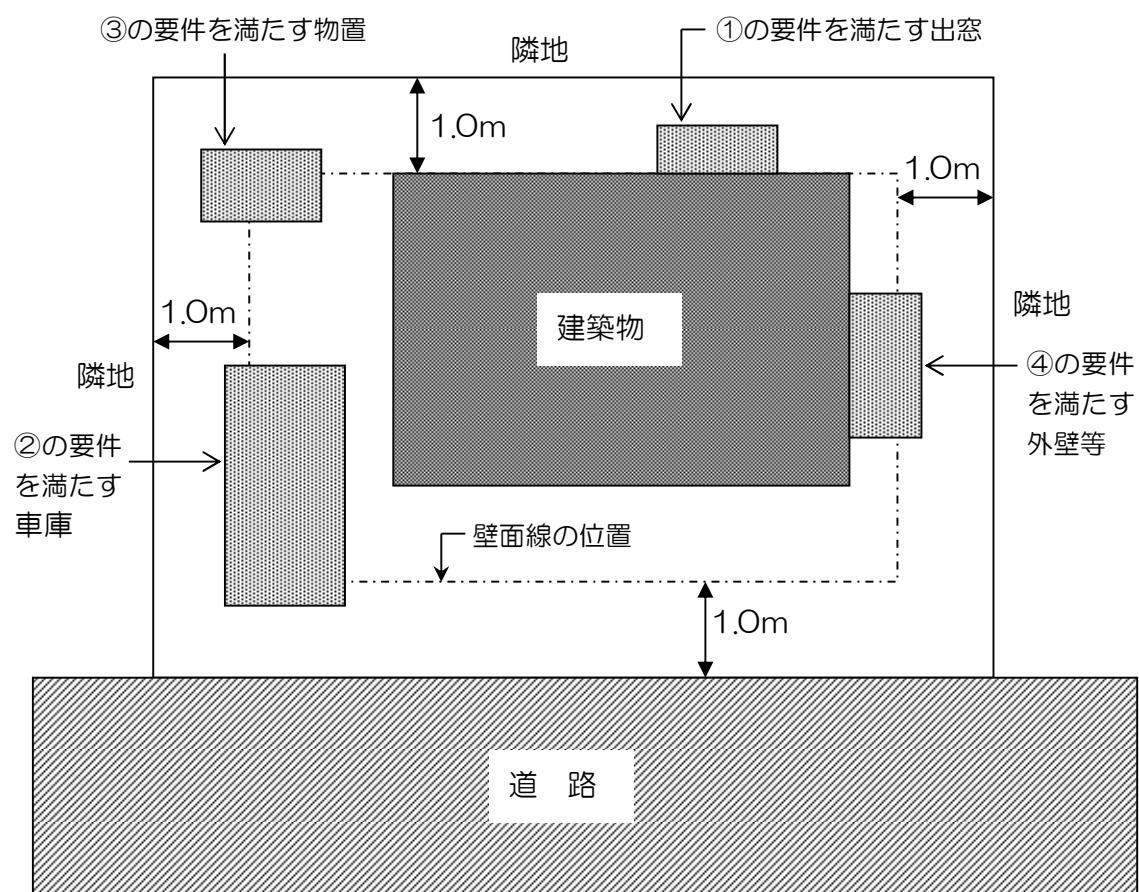
<解説>

- ◆「商業業務地区」、「商業地区 A」及び「商業地区 B」において、1号及び2号壁面線等を定め、壁面の位置の制限を行う理由は、以下に示す通りです。
 - a. 新しい生活圏の中核をなす地区として、また、駅近傍の地区として、今後歩行者空間や車両交通の増加及び集中が見込まれ、これらの動線に対する負荷の高まりに対応するために、各道路の区間別に壁面後退距離を変えて、壁面線の位置を定めている。
 - b. 商業地に相応しい、安全で快適な買い物空間及び歩行者空間を創出する。また、歩道上に商品や看板などがはみ出して、歩行者や自転車等の交通の障害にならないよう、敷地内にスペースを確保する。
 - c. 貢献のある商業スペースを生み出し、商店街の活性化や振興を図る。
 - d. 個性ある商店街として各建物のファサードを揃え、連続性や統一感など、魅力ある街並みの形成を図る。
 - e. 特に「都市軸」としても位置付けされている道路沿いにある面積規模の大きい敷地あるいは街区は、まちづくりにおける重要な位置にあることを考慮し、設定されている後退距離ぎりぎりに建物を配置することなく、より豊かな歩行者空間や街角広場などを確保するものとし、沿道の良好な環境形成を図るとともに、低層部の用途や建物のファサードは、沿道周辺との調和を図り、連続性の分断や統一感を損なうことがないように努めるものとする。
- ◆「沿道地区」及び「住宅地区」において、道路境界線及び隣地境界線からの後退距離を定め、壁面の位置の制限を行う理由は、以下に示す通りです。
 - a. 日照、採光、プライバシーなど相隣環境上の問題発生の防止。
 - b. 日当りや風通しの不良による衛生面での環境悪化の防止。
 - c. 火災時における、延焼に対する危険性等の高まりの防止。
 - d. 道路側や隣地への圧迫感の解消。
 - e. 生垣などによる敷地境界部での緑化スペースの確保。
 - f. 統一感ある街並み、あるいは整然とした街並みの形成。
 - g. 特に大きい敷地あるいは街区では、上記の a～f 以外にも充分な緑化空間や歩行者空間、街角広場等として、一般にも開かれたオープンスペースやゆとりある空間の確保を図ることを目指す。

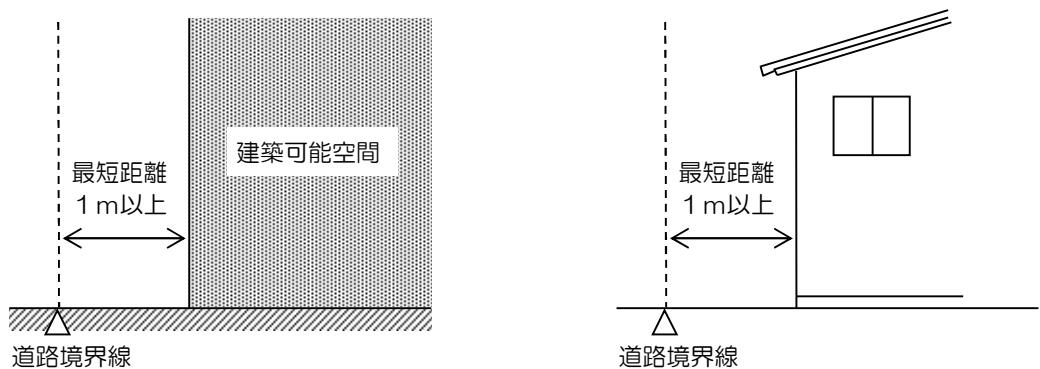
◆「建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面の位置」の制限の適用が除外されるものは、以下に示すようなものなどです。

- ①出窓、建築物に付属する門又は扉その他これらに類するもの。
- ②車庫等で、高さが3m以下かつ床面積の合計が36m²以内のもの。
- ③物置等で、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5m²以内のもの。
- ④外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの。

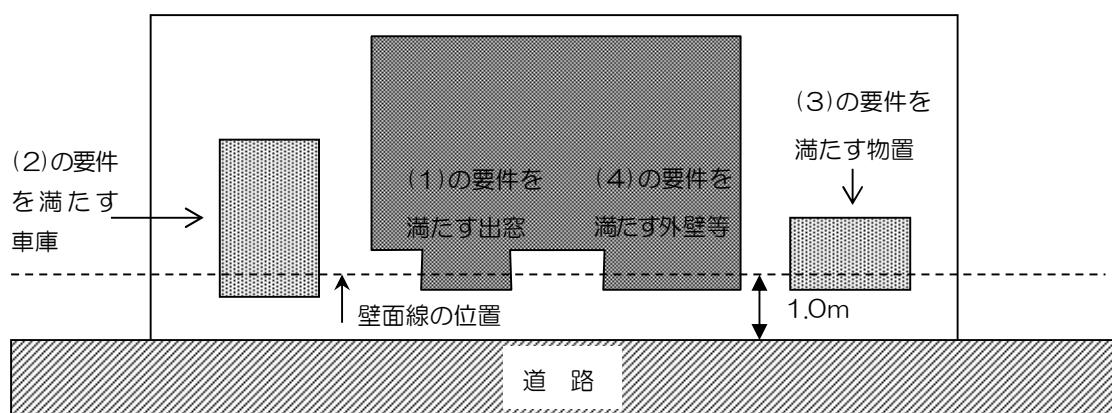
◆適用除外の例



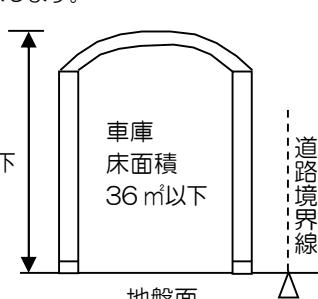
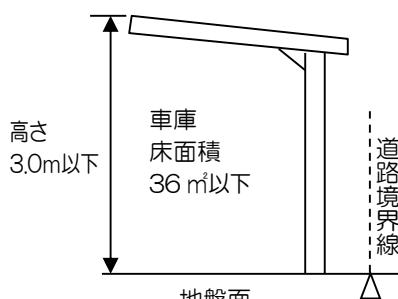
◆建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置



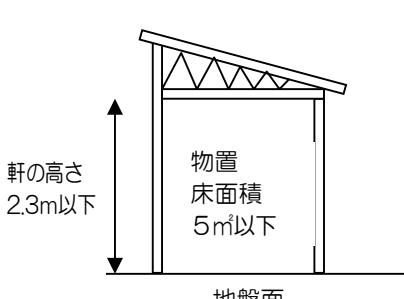
◆適用除外の例



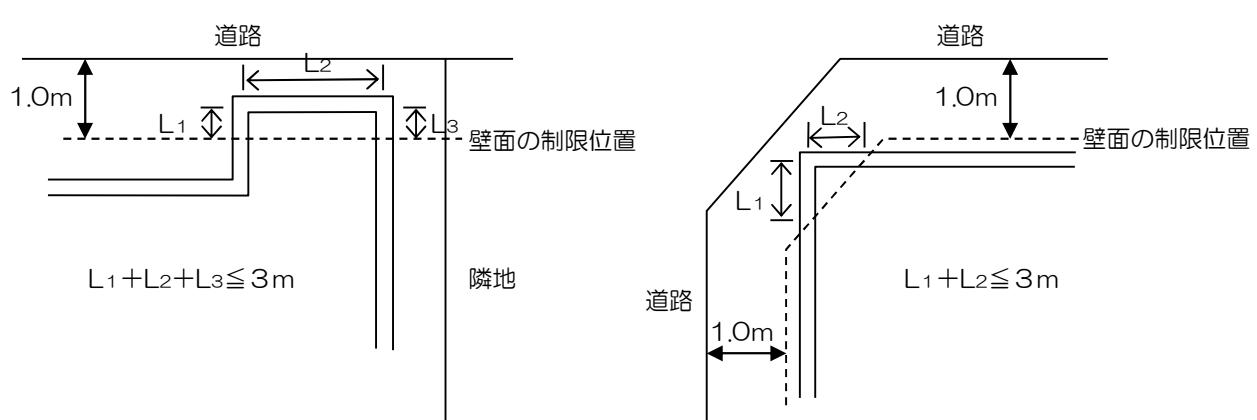
◆適用除外（2）の車庫 ※車庫として用途が発生する部分を
壁面とみなします。



◆適用除外（3）の物置



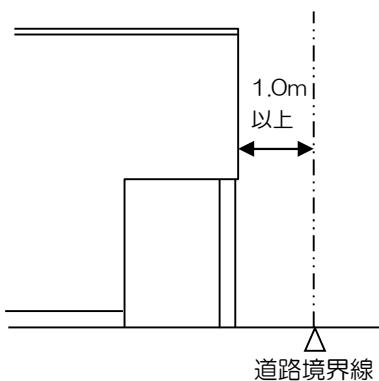
◆適用除外（4）の説明図



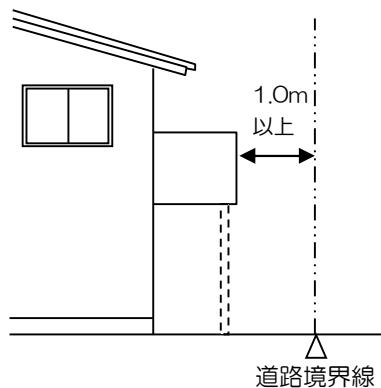
◆他の図解例

※庇（ひさし）は、壁面後退の制限にかかりません。

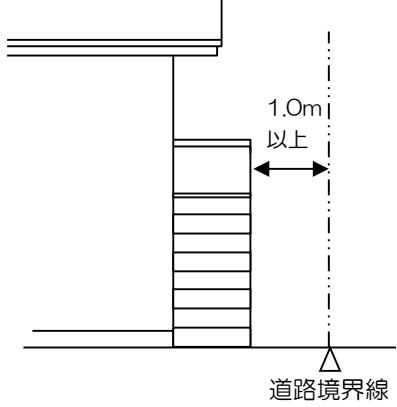
①ピロティー、オーバーハング等



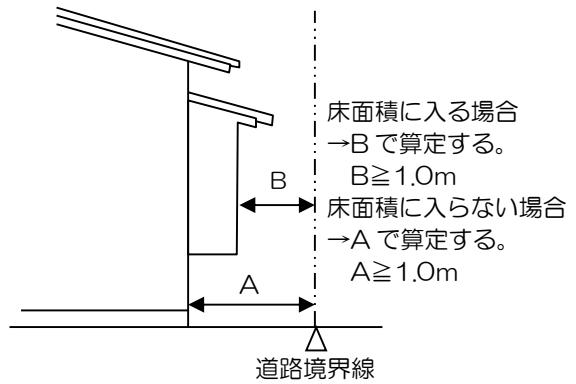
②ベランダ



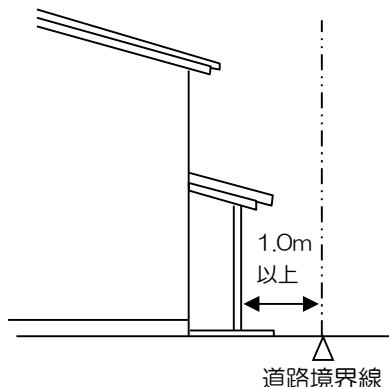
③屋外廊下等



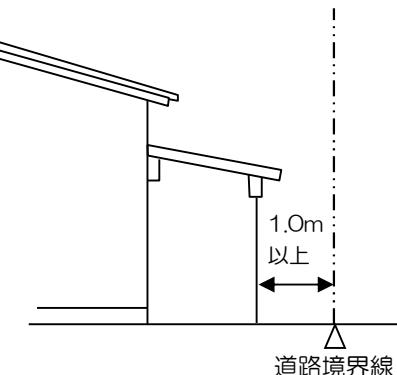
④出窓



⑤玄関ポーチ



⑥下屋さしかけ



(4) かき又はさくの構造について

「建築物等の整備の方針」(P. 11 (3) その5：かき又はさくの構造について)の中で述べているように、震災時にブロック塀の倒壊による被害の発生防止を図るとともに、統一感ある街並み形成や、緑豊かな環境や沿道景観づくりを目指して「かき又はさくの構造の制限」を定めます。

＜制限内容＞

◆かき又はさくの構造の制限

地区整備計画区域の全体にわたって制限されます。

1. 道路境界線に面する側の制限

- ・生垣、フェンスまたはこれらに類する構造とし、ブロックまたはこれに類するものは設置してはならない。

ただし、フェンス等の基礎で、前面道路の路面の中心からの高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱にあっては制限されません。

2. 隣地境界線に面する側の制限

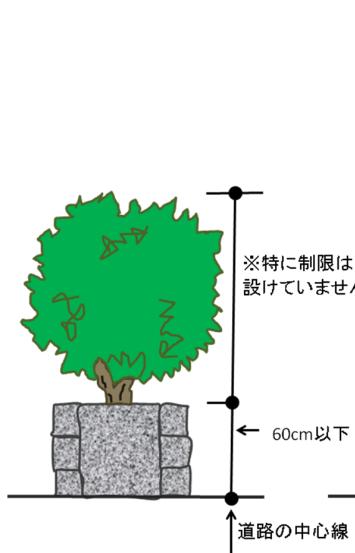
- ・生垣、フェンスまたはこれらに類する構造とする。

ただし、ブロックまたはこれに類するもので、高さが1.2m以下であれば制限されません。

<解説>

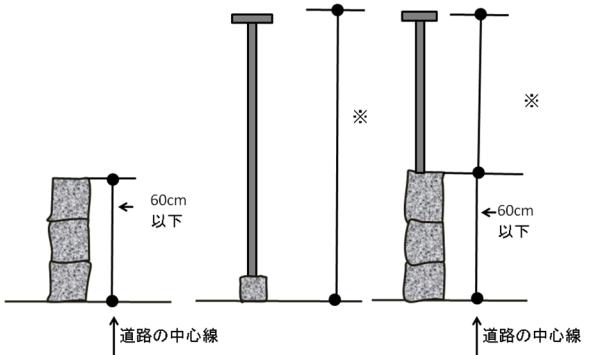
◆構造の制限を受けない「かき又はさくの構造」例

●生垣



コンクリート
ブロック・石垣
等と植栽の組
合せ

●フェンス

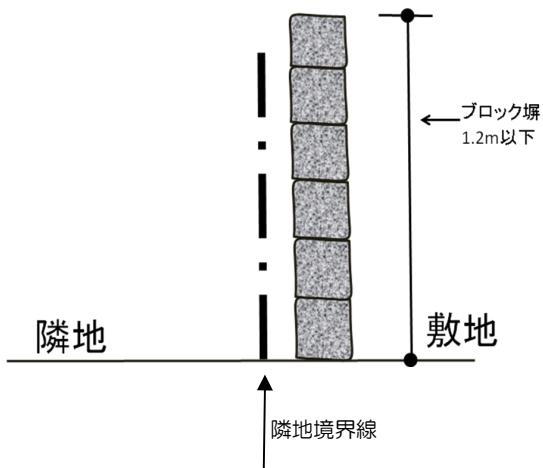


コンクリート
ブロック・石積
等

コンクリート
ブロック・石積
等とフェン
ス・さく等の組
合せ

●ブロック塀

(隣地境界線に面する場合)

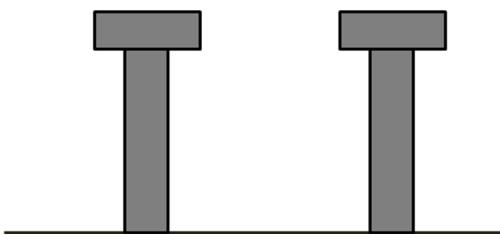


※ブロック塀で囲まれたゴミ置き場は構造の制限を受けません。

例：道路境界線に面して設置し、ブロック塀の高さが0.6mを超える場合

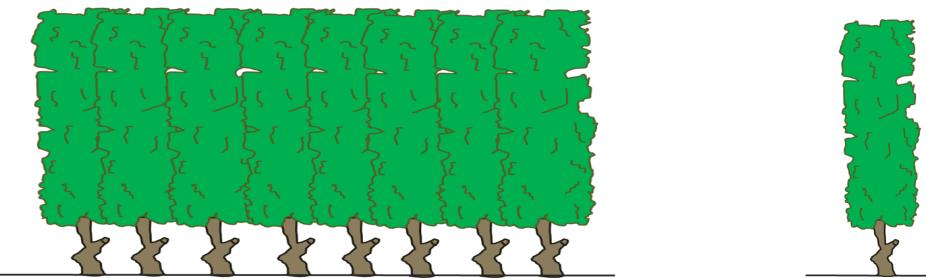
●門柱

(門柱は特に制限されません)

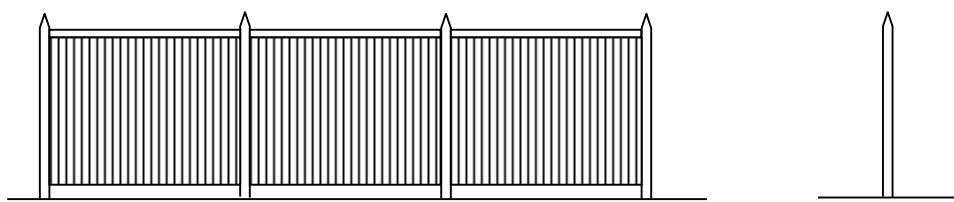


◆かき又はさくの構造の例

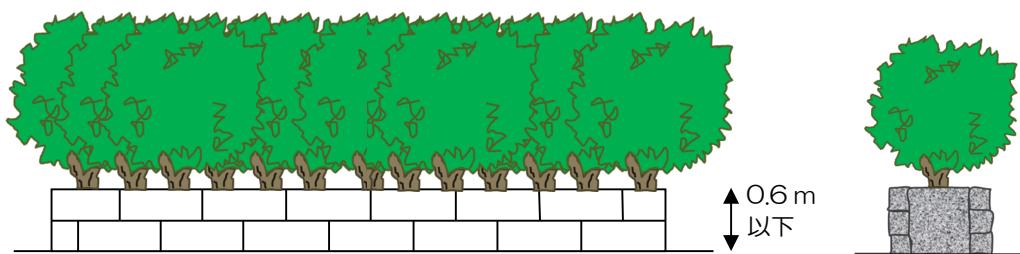
①生け垣



②透視可能なフェンス

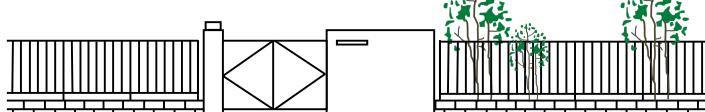


③生け垣と基礎の組み合わせ

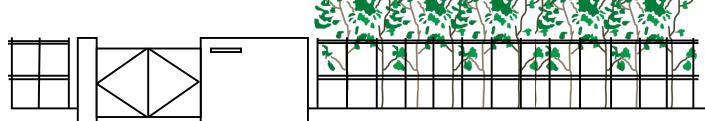


◆透視可能な工法例

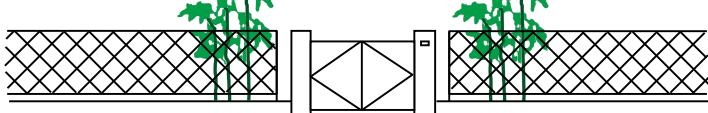
①鉄柵



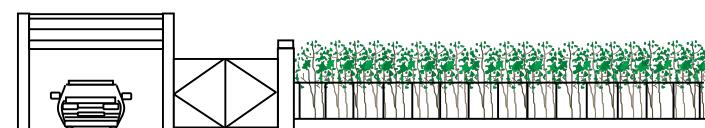
②四つ目垣



③フェンス



④布掛



◆基準面の考え方

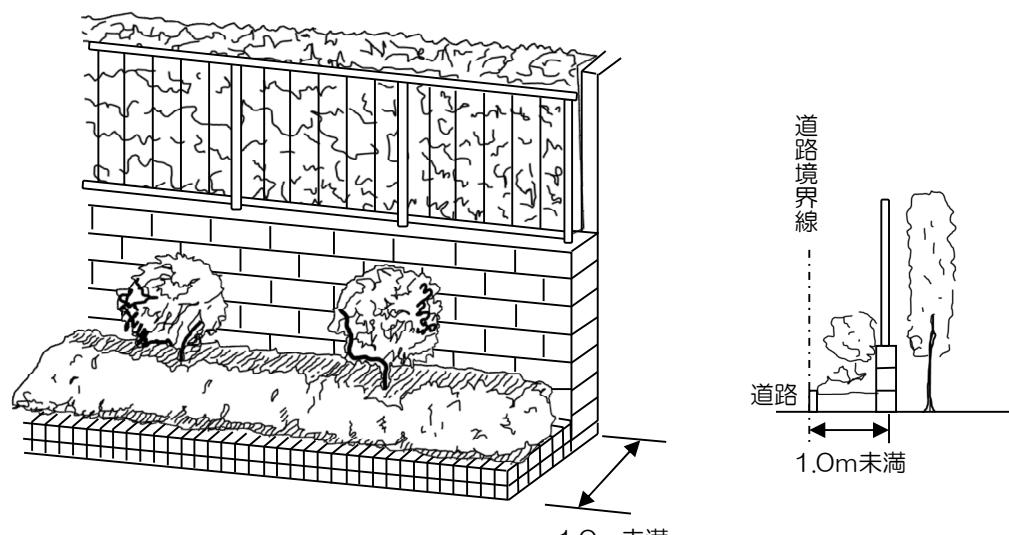
フェンス等の基礎となる高さ 0.6m以下の基準は、原則として土地区画整理事業によって造成された宅地地盤面からの高さとします。



◆かき又はさくの構造の制限を受ける範囲

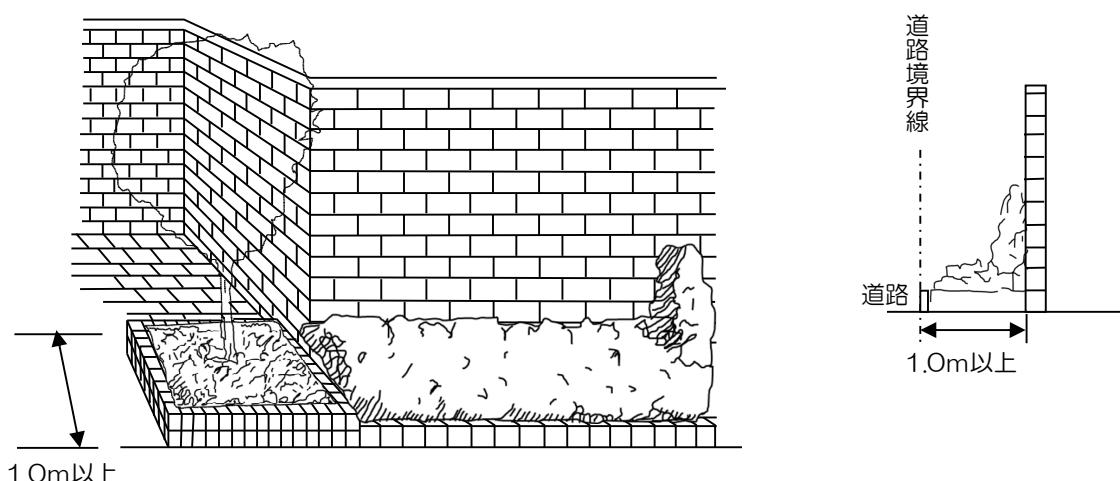
①道路境界線から 1.0m未満の距離に設けるもの

※生け垣又は透視可能なフェンス等にしなければなりません。



②道路境界線から 1.0m以上離して設けるもの

※特に構造の制限はありません。



◆その他

擁壁とフェンス等の基礎の高さが合わせて 2.0mを超える場合は、建築基準法の工作物の制限を受ける場合がありますので、事前に松戸市役所までお問い合わせ下さい。

4. 手続きについて

―― 松戸市における宅地開発事業等に関する条例について――

松戸市における宅地開発事業等に関する条例に該当する事業を行う場合、事業者は、法令で定められた手続きを行う前に、事前相談書を提出した後、事前協議の申請をし、承認を得なければなりません。

※事前相談書の提出または詳細については、住宅政策課までお問い合わせください。

―― 地区計画(地区整備計画)に関する制限について――

地区計画(地区整備計画)に関する制限で、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の壁面の位置の制限」については、「松戸市地区計画条例」に基づき審査されます。

※条例の詳細については、建築指導課までお問い合わせください。

※「かき又はさくの構造の制限」等、地区計画についての詳細は、都市計画課までお問い合わせください。

5. 紙敷地区のまちづくりのあゆみ

紙敷地区のまちづくりは、昭和 57 年に北総鉄道の建設が着工し、さらに昭和 62 年には紙敷土地区画整理事業が認可されたことにより始まりました。

今後も皆さんのご協力によって、土地区画整理事業の進捗とともに、新しい市街地の形成と発展を目指し、将来にわたり調和のとれた良好な都市環境を有するまちづくりが進められることになります。

昭和 57 年	8月：北総鉄道 工事施工認可（京成高砂駅～新鎌ヶ谷駅間）
昭和 58 年	2月：紙敷土地区画整理事業 説明会開催
昭和 60 年	6月：紙敷地区を市街化区域に編入
昭和 61 年	1月：紙敷土地区画整理事業 事業認可
平成 1 年	12月：紙敷土地区画整理事業 第1回事業計画の変更認可
平成 3 年	3月：北総鉄道（東松戸駅）開業
平成 4 年	3月：紙敷土地区画整理事業 第2回事業計画の変更認可
平成 5 年	7月：JR武蔵野線 紙敷地区の新駅設置承認
平成 5 年	11月：地区計画の都市計画決定と同時に用途地域、高度地区、防火地域 及び準防火地域を変更
平成 6 年	2月：商業地域及び近隣商業地域に駐車場整備地区を指定
平成 6 年	3月：紙敷土地区画整理事業 第3回事業計画の変更認可
平成 8 年	10月：新用途地域の決定による変更（第1回目 地区計画の変更）
平成 10 年	3月：JR武蔵野線東松戸駅開業
平成 10 年	3月：紙敷土地区画整理事業 第4回事業計画の変更認可
平成 11 年	8月：風営法の改正による変更（第2回目 地区計画の変更）
平成 13 年	3月：紙敷土地区画整理事業 第5回事業計画の変更認可
平成 14 年	3月：紙敷土地区画整理事業 第6回事業計画の変更認可
平成 15 年	3月：紙敷土地区画整理事業 第7回事業計画の変更認可
平成 16 年	3月：紙敷土地区画整理事業 第8回事業計画の変更認可
平成 17 年	10月：紙敷土地区画整理事業 第9回事業計画の変更認可
平成 20 年	5月：紙敷土地区画整理事業 第10回事業計画の変更認可
平成 20 年	11月：住宅地区における最低敷地面積制限の変更（第3回目 地区計画 の変更）
平成 21 年	3月：紙敷土地区画整理事業 第11回事業計画の変更認可
平成 24 年	2月：紙敷土地区画整理事業 換地処分
平成 27 年	7月：商業地区を商業地区 A と商業地区 B に変更（第4回目 地区計 画の変更）
平成 28 年	1月：紙敷土地区画整理組合 解散

6. 松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の経緯

松戸市では、7地区（紙敷地区、秋山地区、関台地区、高柳西部地区、馬橋駅西口地区、みのり台駅南地区、ハケ崎二丁目地区）に地区計画を定めています。各地区の地区整備計画を法的に位置づけたものが「松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」です。本条例は、平成5年12月24日に施行し、計19回改正されています。

- ◆平成05年12月24日 条例第26号
- ◇平成06年12月26日 条例第28号
- ◇平成07年06月30日 条例第27号
- ◇平成08年12月24日 条例第29号
- ◇平成10年12月24日 条例第35号
- ◇平成11年06月29日 条例第17号
- ◇平成11年12月22日 条例第33号
- ◇平成13年06月21日 条例第24号
- ◇平成16年12月24日 条例第36号
- ◇平成17年09月30日 条例第24号
- ◇平成20年12月22日 条例第39号
- ◇平成21年06月26日 条例第23号
- ◇平成22年07月01日 条例第25号
- ◇平成25年06月28日 条例第18号
- ◇平成26年10月02日 条例第24号
- ◇平成27年09月30日 条例第44号
- ◇平成29年07月01日 条例第21号
- ◇平成30年03月28日 条例第28号
- ◇平成31年03月26日 条例第6号
- ◇令和元年10月18日 条例第20号

“紙敷地区のまちづくり”
—「紙敷地区」地区計画の運用基準等の手引き—

◆地区計画やまちづくりについてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせください。

松戸市 街づくり部 都市計画課 TEL 047-366-7372
